

感染症法に基づく「医療措置協定」に係る質疑応答

| 番号 | 項 目 | 照会内容 | 回 答 |
|----|--------------|--|--|
| 1 | 財政措置について | ○協定締結医療機関等体制整備事業について 病床確保に対して、個室の整備及び病棟等の整備の事業概要が示されているが、新たに増築して感染症に対応（個室や処置室、個人防護具等の保管庫等の整備）した場合も対象となるか。また、平時において通常医療に使用する場合と、通常医療に使用しない場合では補助額は異なるのか。 | 道が実施します協定締結医療機関等体制整備事業につきましては、個室や病棟等（処置室を含む）の整備について補助することとしており、増築による対応も対象となりますが、増築に当たっての土地の取得費用や整地に要する費用、設計その他工事に伴う事務に要する経費は補助の対象経費となりません。また、補助額については、平時の使用の有無にかかわらず補助率は同一となります。 |
| 2 | 医療措置協定について | 発熱外来とは発熱者専用外来をさすのでしょうか？一般外来で発熱者を診察しても問題ないのでしょうか？ | 一般の患者と発熱者とが可能な限り接触することなく診察ができるよう、動線の分離などの対応をされるようお願いいたします。なお、発生した感染症の特性等により対応方法が変わることがあり得るので、その場合は、随時、情報提供等をいたします。 |
| 3 | 個人防護具の備蓄について | 1.備蓄計画がサージカルマスクのみの場合、他は0枚の記載で何ヶ月分の欄も0ヵ月で宜しいのでしょうか？ 2.また他も備蓄しない場合は協定締結にならないのでしょうか？ | 1.薬局においては、備蓄する品目は任意であり、全ての品目の備蓄は要しません。サージカルマスクのみの場合は、他の品目について、0枚、0か月としてください。 2.「個人防護具の備蓄」の実施の有無にかかわらず、「自宅療養者等への医療の提供（健康観察を除く）」を実施の場合は、協定締結の対象となります。 |
| 4 | 医療措置協定について | 1.すべての病院が必ず協定を結ばなければいけないのでしょうか。 2.感染症が院内（入院患者）で発生した場合、協定病院へ転院ということになりますか。 | 1.すべての医療機関が協定を結ぶ必要はありませんが、感染症法第36条の3において、協定締結に向けての協議については、全ての医療機関と行うこととされていることから、協定締結の可否や医療措置の内容について御回答をお願いいたします。 2.新興感染症が発生した場合には、まずは現行の感染症指定医療機関での対応となるため、転院することも想定されますが、感染症の特性や感染状況等によっては、新型コロナと同様に院内での対応をお願いすることもあり得ます。 |

感染症法に基づく「医療措置協定」に係る質疑応答

| 番号 | 項 目 | 照会内容 | 回 答 |
|----|-------------------|--|---|
| 5 | 回答について | 提出内容の修正方法を教えて欲しい。 | 回答フォームでは、提出後の修正ができないことから、お手数ですが、改めて再提出をお願いいたします。 |
| 6 | 医療措置協定について | 当院は令和6年6月1日付で法人合併により、法人名、病院名の変更を予定しております。病院事業は継承し、医療機関コード、所在地は変わりませんが、協定の締結に向けた協議フォームについては提出時点での法人名、医療機関名で提出しても差し支えないでしょうか。 | 協議フォームでの提出時点での法人名、医療機関名で提出をお願いいたします。 なお、協定締結後に法人名、病院名、住所、管理者の変更があった場合には、所管保健所を経由して届出書を提出していただくこととなります。 |
| 7 | 医療措置協定について | 当院は無床診療所ですが、協定締結の対象となるのでしょうか。 | 無床診療所においても、流行初期期間及び流行初期期間経過後の「発熱外来」、「自宅療養者等への医療の提供（健康観察を除く）」について、対応が可能な場合、協定締結の対象となります。 |
| 8 | 自宅療養者等への医療の提供について | 訪問看護ステーションの場合も契約利用者でのみの対応で協定締結の意向ありで回答していいのか。 よくある質問内のかかりつけ患者～の内容での理解でいいのか、確認したいです。 | 契約利用者でのみの対応が可能な場合についても、協定の締結は可能ですので、よろしくお願いいたします。 |
| 9 | 発熱外来について | 「発熱外来の実施」についての確認です。 当院ではまず「抗原検査」を実施、陰性ならばPCR検査を外部委託により実施しております。 という場合は、「対象外」でよろしいでしょうか。 その際には、各項目の回答は「0」「不可」「該当なし」でよろしいでしょうか。 ご教授いただければ幸いです。 | 発熱外来については、診療のみの対応でも協定の締結は可能です。 その場合には、「1日当たりの対応可能人数」に人数を記載いただき、「1日当たりの検査可能数」には「0」を記載してください。 |

感染症法に基づく「医療措置協定」に係る質疑応答

| 番号 | 項 目 | 照会内容 | 回 答 |
|----|-------------------|--|--|
| 10 | 協定指定医療機関について | <p>医療措置協定において、大まかに病床を確保する施設を第一種、発熱外来を実施する施設が第二種となっておりますが、両方を行う施設は第一種と第二種の両方を契約することが可能なのでしょうか。それとも第一種に第二種が包括された形での契約となりますでしょうか。</p> <p>2024年度の介護報酬改定の高齢者施設等感染対策向上加算において第二種協定指定医療機関が要件となっているため確認となります。</p> | <p>病床の確保と発熱外来又は自宅療養者等への医療の提供の内容を含む医療措置協定を締結する場合には、第一種、第二種協定指定医療機関それぞれの指定をさせていただくこととなります。</p> |
| 11 | 発熱外来について | <p>発熱外来について、現在はPCR機器がありません。協定締結後、感染症が発生した時点で機器を購入する。ということでも協定の締結は可能ですか。</p> | <p>発熱外来については、診療のみの対応でも協定の締結は可能です。検査の内容も含む協定を締結する場合には、協定締結時点において、PCR機器を所有していることが条件となります。協定締結後にPCR機器を取得した場合には、協定の変更により、検査の内容も含む協定を締結することが可能です。</p> |
| 12 | 自宅療養者等への医療の提供について | <p>無床診療所のフォーム内容の質問です。3-[22]健康観察とはどのような診療形態ですか？検査・診断を行う初診時ではなく、療養期間中の電話やオンライン診療のことを意味するのでしょうか？それとも療養期間中の往診による診療でしょうか？</p> <p>(以前コロナ蔓延時には療養期間中に電話で患者健康観察をしていた時期がありましたがそれと同意義でしょうか？)</p> | <p>健康観察とは、保健所から依頼された患者に対して、体温その他の健康状態について、報告を求める業務を指し、電話での実施を含みます。</p> |

感染症法に基づく「医療措置協定」に係る質疑応答

| 番号 | 項 目 | 照会内容 | 回 答 |
|----|-------------------|---|--|
| 13 | 発熱外来について | <p>1. 流行初期医療確保措置についてご教示ください 通知又は医療措置協定に基づき、当該措置を講ずるために確保する病床数が当該医療機関の病床数(一般病床を基本)の3%以上を目安とするものであることになっていますが、当該医療機関の病床数の考え方は休床している病床を除いて3%という事でよろしいでしょうか？当院は許可病床として517床ありますが休床している部分はすぐに病床として活用できないからです。また、過去の受入れを踏まえてと記載がありましたがイメージはコロナフェーズ3の時の病床と考えてよろしいでしょうか？</p> | <p>許可病床の3%となります。 新型コロナウイルス感染症における対応実績については、病床確保は最大確保病床数(第3フェーズの病床数)、発熱外来については1日当たり最大患者数を踏まえて御検討いただくようお願いします。</p> |
| 14 | 自宅療養者等への医療の提供について | <p>①薬局で実施する「健康観察」の方法の選択と対象者について、教えてください。 ②自宅や宿泊療養施設等へ経過観察を行うための「電話」「オンライン」「訪問」の方法は、薬局が判断して決めることができるのでしょうか。 ③健康観察を行う対象者は、配送・服薬指導をした患者様に限られるのでしょうか。それとも健康観察のみ、例えばコロナの宿泊療養施設で看護師の方々が行っていただいていたような、薬剤師が健康観察のみを複数行うような想定はあるのでしょうか。</p> | <p>①健康観察とは、保健所から依頼された患者に対して、体温その他の健康状態について、報告を求める業務を指し、電話での実施を含みます。 ②感染症発生・まん延時に業務委託により実施することとなりますが、協定における健康観察の方法は感染症発生時における状況に応じて行うこととなります。 ③健康観察を行う対象者は、配送・服薬指導をした患者を想定していますが、医療機関等の可能な範囲で他の患者等に御対応していただくことは妨げません。</p> |
| 15 | 発熱外来について | <p>協定締結後、新興感染症が発生し発熱外来の対応要請がされた場合、診察の曜日、時間は今まで通り各医療機関で設定可能なのか？</p> | <p>協定に基づく要請については、新興感染症の特性や医療機関の体制なども含めて、医療機関の可能な範囲で実施していただくこととなります。</p> |

感染症法に基づく「医療措置協定」に係る質疑応答

| 番号 | 項 目 | 照会内容 | 回 答 |
|----|----------|--|---|
| 16 | 後方支援について | <p>5 後方支援についてですが、「病床の確保の協定を締結している医療機関に代わっての一般患者の受入」についてですが、当院でも協定の締結を行うべく検討しておりますが、受入れ出来る状況であればするのですが、コロナの経験を踏まえると、現実的に出来ないと想定されます。この場合の回答は、不可としておいた方が良いでしょうか。</p> | <p>医療措置協定につきましては、現時点での可能な範囲で検討していただければと考えておりますが、道では、実際に新興感染症が発生した場合には、各医療機関へ最新の知見等の情報を提供させていただきながら、その特性なども考慮し、対応の可否、程度、時期などを改めて確認をさせていただいた上で、措置の要請を行うこととしておりますので、これらの点も踏まえて、御検討いただければと存じます。</p> <p>また、協定の締結後においても、状況等の変化により、協定の内容に変更（可能・不可の変更や対応可能数の変更）が生じた場合には、変更の申し出をしていただき、変更協定書を締結させていただきますので、対応の準備が整った場合などは、申し出ていただければと存じます。</p> |